平成30年12月7日

ひろせＮＥＷＳ

ひろせ税理士法人
TEL　075-801-6331　Mail　info@hiroses.co.jp

医療法人の運営の実務対応

第7次医療法改正により、医療法人制度の見直しが行われました。
主なポイントは、以下の4点です。
①　ガバナンスの強化として、一定規模以上の医療法人・社会医療法人を対象に、公認会計士による外部監査を実施する。
②　医療法人の役員と特殊の関係がある事業者との取引の状況について、都道府県知事に報告する。
③　医療法人の理事について、忠実義務、任務懈怠時の損害賠償責任等を規定する。
④　医療法人(社会医療法人等を除く）の分割を可能とする。

今回はこのうち、②について説明していきます。

医療法人は、毎事業年度、都道府県に対する事業報告書等の届出が義務付けられていますが、平成29年4月2日以後に開始する会計年度からは、さらに、関係事業者との取引状況の報告が求められることとなりました。
ここでいう関係事業者とは、

・役員又はその近親者(配偶者又は二親等以内の親族)
・役員又はその近親者が代表者である法人
・その他(議決権の過半数占めている法人など)

が挙げられます。また、報告対象となる取引は、

・事業収益又は事業費用の額が１０００万円以上、かつ、事業収益総額又は事業費用総額の１０％以上を占める取引
・資金貸借等の取引の総額が１０００万円以上、かつ、総資産の１％以上を占める取引
・その他(事業外収益等で同規模の取引など)

となります。

この書類を届け出なかったり、虚偽の届出をしたりした場合は、医療法の規定により、法人の理事又は監事は、２０万円以下の過料に処されます。

文責　（経営支援２課　井門　宏之）